

(地方自治法施行令の一部改正)

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(結核の予防に関する事務) 第七十四条の三十七 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する結核の予防に関する事務は、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)及び結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第四条第三項の規定による定期の健康診断の実施の指示、同法第十三条の規定による定期の予防接種の実施の指示、同法第五十一条第一号に掲げる費用の支弁及び同法第五十五条の二の規定による負担に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、結核予防法中次に掲げる都道府県知事の指示に関する部分は、これを適用しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第十三条の規定による定期の予防接種の実施の指示</u></p> <p>(結核の予防に関する事務) 第七十四条の四十九の十六 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する結核の予防に関する事務は、結核予防法及び結核予防法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第四条第三項の規定による定期の健康診断の実施の指示、同法第十三条の規定による定期の予防接種の実施の指示、同法第五十一条第一号に掲げる費用の支弁及び同法第五十五条の二の規定による負担に関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(結核の予防に関する事務) 第七十四条の三十七 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する結核の予防に関する事務は、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)及び結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第四条第三項の規定による定期の健康診断の実施の指示、同法第十三条第四項の規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種の実施の指示、同法第五十一条第一号及び第三号に掲げる費用の支弁並びに同法第五十五条の二の規定による負担に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、結核予防法中次に掲げる都道府県知事の指示に関する部分は、これを適用しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第十三条第四項の規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種の実施の指示</u></p> <p>(結核の予防に関する事務) 第七十四条の四十九の十六 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する結核の予防に関する事務は、結核予防法及び結核予防法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第四条第三項の規定による定期の健康診断の実施の指示、同法第十三条第四項の規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種の実施の指示、同法第五十一条第一号及び第三号に掲げる費用の支弁並びに同法第五十五条の二の規定による負担に関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>